

所管	意見の対象	章節またはページ	該当箇所	意見	回答案	現行通り 修正
生涯学習部	基本計画	第1章 第2節	①LGBTQなど性的マイノリティへの理解も含め、ジェンダーに敏感な視点に立った意識の浸透と・・・ ②男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し・・・	①男女共同参画は、男女の性別役割を固定化せず、あらゆる選択肢を持てるように、そしてそのことを社会全体が認知し、性別にかかわらず生きやすい社会をつくろうという趣旨の政策です。この場合の性別というのは「ジェンダー」で社会的文化的に作られてきた性差のことです。LGBTQなどの人は、性自認や性指向が異なる人たちのことで、少数派であり性的マイノリティといわれています。男女共同参画でいう「ジェンダー」の意味とは異なります。 性的マイノリティの人権は、男女共同参画でなく、人権の分野に入れるべきと考えます。 ②「ジェンダー」でなく「セックス」の意味にしか取れません。男女共同参画社会基本法が制定されて20年が経過しても、このような理解とは残念です。	①一般的に、セックスは生物学的な性差、ジェンダーは社会的な性差を意味するとされ、男女共同参画は、生物学的な性差を認めたくえて、社会的な性差による格差（ジェンダー・ギャップ）を解消してジェンダー平等社会を実現することを目的としています。 LGBTQに関する問題は、生物学的な性差（セックス）が「男か」「女か」の2種類だけでなく多様なものであることを踏まえ、生物学的に見た性的少数者の人権擁護の問題であります。同時に、「男だから」「女だから」という決めつけや思い込み（ジェンダー・バイアス）による格差の問題に最も先鋭的な形で晒される人々（LGBTQの性）を巡るジェンダー平等の問題であると考えます。 このような観点から、本計画では、LGBTQの問題を、ジェンダー平等を主眼とする広義の「男女共同参画」の節に位置付けていますが、当然ながら、人権問題からみたLGBTQの問題を否定するものでなく、むしろその観点を含めて記述しています。 ② 【施策の方向性】 （現） 「一人ひとりが、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し、…」 （修正案） 「一人ひとりが、男女の性別に基づく社会的な性差（ジェンダー）にとらわれず、性の多様性を尊重し、…」	修正